

～ お知らせ及び再周知 ～

- * 過誤申立について
- * 国保連号会より送付されてくる審査照会表について
- * 請求時期について

過誤申立について…

○事業所が介護報酬の請求を行い、すでに国保連合会にて審査支払い決定
済みとなった請求に誤りなどがあった場合、事業所は保険者(石垣市)に過誤
申立を行い、請求を一度取り下げ正しい請求に直す必要があります。

(注)過誤(請求取り下げ)の依頼は、請求明細書単位ごとでの依頼となることから、1枚の
明細書で複数のサービスがあり、そのうち1つのサービス種類のみを取り下げたかった
場合であっても、全てのサービス分が取り下げの対象となります。よって、過誤申立を行い
再請求を行う場合などは同一請求書になっている他のサービスについても併せて再請求
する際に念のため確認いただきますよう、お願いいたします。

同月過誤 の処理について

○ 過誤申立書は、毎月月末の最後の平日が締め切り日となっております。

○ 同月過誤をされる場合などの例としては・・・

<例>

令和6年4月10日分で再請求を行う場合、令和6年3月29日(金)までに過誤申立書の提出を

行って下さい。4月1日以降に提出された場合、提出された月の翌月に再請求を行っていただく

取り扱いとなりますので、再請求の時期をお間違いないよう、宜しくお願いいたします。

～過誤申立書の様式は、石垣市のホームページより取得できます～

① 石垣市のホームページを検索していただき、左上のメニューをクリックする。



② 健康・福祉・医療の中の『高齢者福祉・介護』をクリックする。



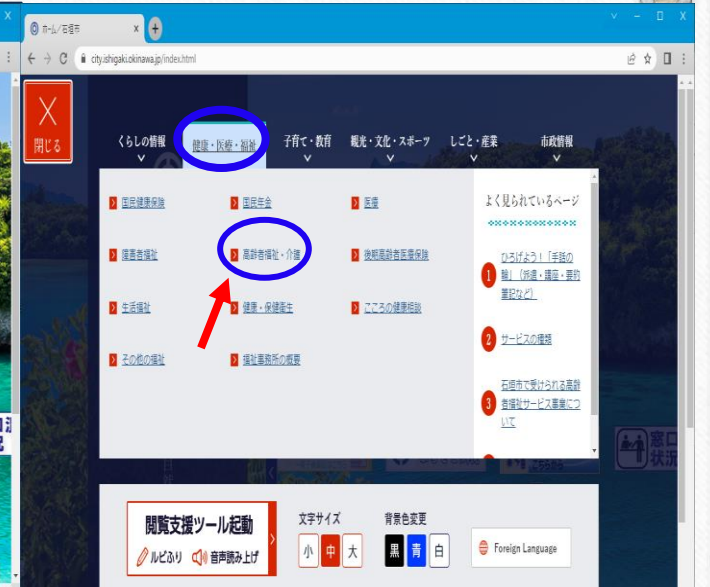
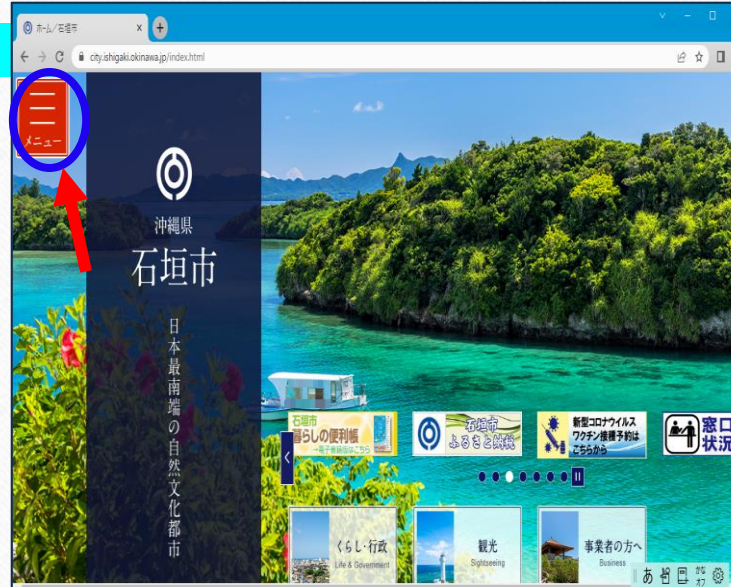
③ 介護保険に関する申請書をクリック。下の方までスクロールして下さい。



④ 介護給付費過誤申立書よりダウンロード (R3.3.29時点新様式)



⑤ 過誤申立書は、窓口または郵送にて石垣市役所 介護長寿課 給付認定係宛でお願いいたします。



○ 過誤申立書の『申立事由コード』の4ケタの数字とは・・・

様式番号(左から2ケタの番号)

| | 様式番号 | 様式番号 | 申立理由番号 | 申立理由番号 |
|-----|--------|------|--------|--|
| 1 0 | 様式第二 | | | 居宅サービス介護給付費明細書(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外) |
| 1 0 | 様式第二の三 | | | 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費) |
| 1 1 | 様式第二の二 | | | 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護) |

○ 過誤申立書の『申立事由コード』の4ケタの数字とは・・・

様式番号(左から2ケタの番号)

様式番号

様式番号

申立理由番号

申立理由番号

| | | |
|-----|---------|--------------------------|
| 3 0 | 様式第 六 | 認知症対応型共同生活介護(要介護1～5) |
| 3 1 | 様式第 六の二 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 3 2 | 様式第 六の三 | 特定入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護 |
| 3 4 | 様式第 六の五 | 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) |

○ 過誤申立書の『申立事由コード』の4ケタの数字とは・・・

様式番号(左から2ケタの番号)



| | | |
|-----|--------|------------------------|
| 4 0 | 様式第七 | 居宅介護支援介護給付費明細書 |
| 4 1 | 様式第七の二 | 介護予防支援介護給付費明細書(介護予防支援) |
| 5 0 | 様式第八 | 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設 |
| 6 0 | 様式第十 | 居宅介護支援介護給付費明細書 |

○ 過誤申立書の『申立事由コード』の4ケタの数字とは…

申立理由番号(右側の2ケタの番号)



| 申立理由番号 | 申立理由 |
|--------|---------------------------------------|
| 02 | 請求誤りによる実績取り下げ |
| 12 | 請求誤りによる実績取り下げ(同月) |
| 42 | 適正化(その他)による保険者申立の過誤取り下げ |
| 43 | 適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取り下げ |
| 45 | 適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取り下げ |
| 46 | 適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取り下げ |
| 47 | 適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取り下げ |
| 49 | 適正化(その他)による保険者申立の過誤取り下げ(同月) |
| 4A | 適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取り下げ(同月) |
| 4C | 適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取り下げ(同月) |
| 4D | 適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取り下げ(同月) |
| 4E | 適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取り下げ(同月) |
| 99 | その他の事由による実績の取り下げ(運営指導等による発生した過誤調整) |

◎ 介護給付費医療突合及び縦覧審査照会表が国保連合会より届いた場合

- 『医療突合点検』と『縦覧点検』については、介護給付適正化事業のうち、**主要5事業**に含まれております。本市でも、適正化事業の取り組みを行っています。同時に、沖縄県国保連合会の方でも点検を行っており、確認が必要な場合は、次のページに添付されている様な書類が送付されてきますので、その場合は、内容を確認していただき、必要な箇所に記入して国保連合会へ返送してください。また、過誤調整が必要と回答された場合は、石垣市役所の**介護長寿課の方へ過誤申立書の提出**をお願いいたします。

請求の時期について・・・～よくある問い合わせより～

○ 新規申請や区分変更を行っている場合、認定結果が出てからしか請求する事ができません。また、認定結果の出る時期によっては、結果の出た翌月にしか請求できない場合があります。

< 例 >

- ・ 令和6年1月4日(木)に新規または、区分変更の申請をし、**認定審査会**が令和6年1月31日(水)で、認定結果発送が令和6年2月1日(木)の場合・・・

(回答)

- ・ **2月の請求で間に合います。**(2月1日が認定審査会だった場合は、3月の請求の請求となります)